

# 愛知みずほ大学学則

## 第1章 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）と学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、高度の教養の上に深い専門的学術の教授並びに研究を行い、人類の平和と幸福とに貢献しうる有為な人材の育成につとめることを目的とし、併せて地域の発展に寄与することを使命とする。

(自己点検評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部及び大学院

(学部、学科、収容定員等)

第2条 本学に人間科学部を置く。

2 前項の人間科学部に置く学科並びにその入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学 科 名   | 入 学 定 員 及 び 編 入 学 定 員         | 収 容 定 員 |
|---------|-------------------------------|---------|
| 心身健康科学科 | 入 学 定 員 130人<br>第3年次編入学定員 10人 | 540人    |

(人間科学部心身健康科学科の教育研究上の目的)

第2条の2 本学の人間科学部心身健康科学科は、新しい時代に向け、世界保健機関憲章の前文に定める「健康に関する原則」に照らし、社会に生きる人間について身体健康、精神健康、社会健康の三つの分野から関係諸科学を人間科学として学際的、総合的に考究し、豊かな人間性の涵養を重視し国際的視野をもちつつ地域の生活を踏まえた心身健康科学を中核とする人間科学に関する教育研究の推進により、これからの時代が必要とする豊かで活力ある健康社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(大学院)

第2条の3 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院の学則は、別に定める。

## 第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限、在学年限及び長期の履修)

第3条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

- 2 前項に定める修業年限にかかわらず、学生が入学時又は学長が定める時期において、職業を有している等の特別な事情により、前項の修業年限を超えて一定の期間にわたり長期の履修を申し出た場合は、これを認めることがある。
- 3 長期の履修に関し、必要な事項は別に定める。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める学期のそれぞれの期間内に次の区分を設けることができるものとする。

前1期 4月1日から6月上旬まで

前2期 6月中旬から9月15日まで

後1期 9月16日から11月中旬まで

後2期 11月下旬から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日（授業を行わない日をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

三 学園創立記念日 12月6日

四 春季・夏季・冬季休業日については、年度毎に学年暦で定める。

- 2 学長は、教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず同項の休業日に授業を行い、若しくは前項の休業日を臨時に変更し、又は前項に定める休業日のほか、臨時の休業日を設けることができる。

## 第4章 入学、再入学、転入学及び編入学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要がある場合には、後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- 二 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの。

（入学の志願）

第９条 本学への入学を志願する者は、入学願書その他本学の定める書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

第１０条 学長は、前条の入学志願者に対して別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

（入学手続き及び入学許可）

第１１条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料等学生納付金を納付しなければならない。

２ 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

（保証人）

第１２条 誓約書には、保証人が連署しなければならない。

第１３条 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

２ 保証人は、学生の身上に関して一切の責任を負うものとする。

（第３年次編入学）

第１３条の２ 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学の第３年次への編入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、合格者を決定する。

- 一 大学を卒業した者又は大学に２年以上在学し、６２単位以上を修得した者

- 二 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - 三 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（第8条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- 2 前項の規定により第3年次に編入学した者（本項及び次項において「第3年次編入学者」という。）については、その者が当該編入学後に本学において在学すべき期間は2年とし、第3条ただし書の規定は、同条ただし書中「8年」とあるのは「4年」に読み替えて適用する。
- 3 第3年次編入学者が、当該編入学後に本学において授業科目の履修により修得すべき単位数については、次条第2項本文の規定に準じた取扱いにより、学長が定める。

（再入学、転入学、その他の編入学）

- 第14条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学への再入学、転入学又は編入学（前条の規定による第3年次編入学の場合を除く。以下本条において同じ。）を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、別に定めるところにより選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。
- 一 本学を中途退学した者又は除籍された者で、再入学を志望する者
  - 二 他の大学の学生で、当該学長の承認を得て、転入学を志望する者
  - 三 前条第1項第1号、第2号及び第3号の一に該当する者で、編入学を志望する者
  - 四 第43条に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において履修した授業科目について修得した単位（第8条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）が30単位を超える者で、編入学を志望する者
- 2 前項の再入学、転入学又は編入学の場合において、その者が当該入学後に本学において在学すべき期間及び授業科目の履修により修得すべき単位数については、その者の当該入学資格に係る大学、短期大学又は高等専門学校若しくは専修学校の専門課程（以下「当該入学資格に係る大学等」という。）における修業年限、その者が本学に入学する前に修得した単位（前項第4号の規定に該当する修得単位を含む。）又はその行った学修のうち、第26条第1項又は第2項の規定により本学に入学した後に修得した単位とみなし、又は本学における授業科目の履修とみなして単位を与えることの認定ができる当該単位数その他本学が必要と認めた事項を勘案して、前項の許可に際し、学長が定めるものとする。ただし、第3条に規定する修業年限に通算し、又は当該修業年限から控除できる期間は、その者の当該入学資格に係る大学等における修業年限等に相当する年数以下の期間（高等専門学校を卒業した者及び前項第4号の規定に該当する者の場合にあつては2年以下の期間）とし、かつ、本学において在学すべき期間は1年を下つてはならないものとする。
- 3 前項の規定による在学すべき期間の定めのある者については、第3条ただし書の規定は、同条ただし書中「8年」とあるのは「第14条第2項の規定により定められた在学すべき期間の2倍に相当する期間」に読み替えて適用するものとする。

(再入学、転入学、編入学の手続き等)

第15条 再入学、転入学又は編入学(第13条の2に規定する第3年次編入学を含む。以下同じ。)を志願する者は、所定の再入学願書、転入学願書又は編入学願書に、学歴書及び成績証明書並びに所定の検定料を添えて手続きをしなければならない。

2 前項の場合において、転入学志願者は、現に在学する学長の承諾書を添えなければならない。

第16条 第7条及び前3条に規定するもののほか、再入学、転入学又は編入学については、第11条、第12条及び第13条の規定を準用する。

## 第5章 教育課程、履修方法等

(教育課程)

第17条 本学の授業科目は、基礎科目(科学的思考の基礎科目、健康を知る基礎科目及び健康を創る実践力形成科目)、専門科目(社会領域、身体領域、心理領域)並びに研究に関する科目の研究領域及び教職に関する科目とする。

2 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当する。

3 本学の授業科目及び単位数は、別表に掲げるとおりとする。

4 その他履修等に関して必要な事項は、別に定める。

(1年間の授業期間等)

第18条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、8週、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第19条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、平成13年文部科学省告知第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(以下「遠隔授業」という。)

(履修登録)

第19条の2 学生は、履修しようとする科目について、履修登録期間内に所定の方法による履修登録を行わなければならない。

(進級・留年)

第19条の3 学生は、2年以上在学し、卒業要件単位中、44単位以上を修得しなければ、原級にとどめる。

- 2 学生は、3年以上在学し、卒業要件単位中、84単位以上を修得しなければ、原級にとどめる。ただし、3年次編入学生にあっては、この限りでない。
- 3 学長は、前2項の定めにより、原級にとどめられた者が、進級の要件（44単位又は84単位）を満たした場合、年次の途中であっても進級を認めるものとする。

（卒業の要件等）

第20条 本学において卒業の資格を得ようとする者は、本学に4年以上在学し、第17条に定める教育課程により、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得しなければならない。

- 一 基礎科目について46単位以上
- 二 専門科目について66単位以上
- 三 研究に関する科目について6単位以上
- 四 共通選択科目（全ての科目区分の選択科目）について6単位以上

- 2 本学において、次の表の右欄に掲げる教員の免許状の取得に係る所要資格を得ようとする者は、同表の左欄に掲げる学科等において、前項の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則並びに別に定めるところに従い所要の授業科目の単位を修得しなければならない。

| 学科等    |           | 教員の免許状の種類   |      |
|--------|-----------|-------------|------|
|        |           | 免許状の種類      | 免許教科 |
| 心身健康科学 | 保健体育履修区分  | 中学校教諭一種免許状  | 保健体育 |
|        |           |             | 保 健  |
|        |           | 高等学校教諭一種免許状 | 保健体育 |
|        |           |             | 保 健  |
|        | 養護・保健履修区分 | 中学校教諭一種免許状  | 保 健  |
|        |           | 高等学校教諭一種免許状 | 保 健  |
|        |           | 養護教諭一種免許状   |      |

- 3 本学において、認定心理士その他の資格又はその受験資格等を得ようとする者は、第1項の規定によるほか、別に定めるところにより、所要の授業科目の単位を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第21条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技の授業については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、所定の単位を与える。

2 科目の履修には、原則として、その総授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 第38条に定める学生納付金を納めていない者には、単位を授与することができない。

(成績の評価)

第23条 学生が履修した授業科目の成績の評価は、当該授業科目の担当教員が、別に定める基準により、その学修状態を審査して行う。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 本学は、学生が他大学等において履修した連携開設科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。なお、これにより本学において修得したものとみなす単位数の上限は30単位とし、前第1項に定める60単位の算定には含めない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第43条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業による修得単位)

第26条の2 第19条第2項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

## 第6章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍・復籍

(休学)

第27条 学生が病気その他やむを得ない理由により、3か月以上修学することができないときは、所定の書類を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情のある場合は、学長の許可を得て、休学の期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第3条第1項に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の書類を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第29条 他の大学へ転学を希望する者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第30条 外国の大学で学修を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

(退学)

第31条 学生が退学しようとするときは、その理由を記した書類を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍・復籍)

第32条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長が除籍する。

- 一 所定の休学期間を超えてなお修学できない者
- 二 所定の最長在学年限を超えた者
- 三 授業料その他学納金の納付の義務を怠り、督促を受けて、なお納付しない者

- 四 成業の見込みがないと認められた者
- 五 死亡した者及び行方不明の者
- 2 前項第3号により除籍された者は、所定の期間内に授業料その他の学納金を完納することにより、復籍できる。
- 3 復籍に関し、必要な事項は別に定める。

### 第33条 削除

## 第7章 卒業及び学位の授与

### (卒業)

- 第34条 本学に所定の年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得した者については、学長が卒業を認定する。
- 2 学長は、前項により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

### (学位の授与)

- 第35条 本学を卒業した者に対し、学士（人間科学）の学位を授与する。

## 第8章 賞 罰

### (表彰)

- 第36条 学長は、成績が優秀で品行方正の学生その他表彰に値する行為があった学生については、これを表彰することがある。

### (懲戒)

- 第37条 学長は、学生が学則その他本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときには、これを懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
  - 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - 四 本学の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者
- 4 学長は、学生に対する第2項の退学、停学及び訓告の処分の手続は、別に定める。ただし、懲戒処分に準じて厳重注意として処分することがある。

## 第9章 学 生 納 付 金

### (入学検定料、入学料、授業料等)

- 第38条 入学検定料、入学料及び授業料等の額は、次のとおりとする。
- |           |          |
|-----------|----------|
| 一 入学検定料   | 35,000円  |
| 二 入学料     | 300,000円 |
| 三 授業料（年額） | 690,000円 |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 四 教育充実費 初年次（年額） | 315,000円 |
| 第2年次以降（年額）      | 235,000円 |
| 五 厚生費（年額）       | 20,000円  |

（授業料の納期）

第39条 授業料、教育充実費及び厚生費は、前期及び後期に等分して所定の期日までに納付しなければならない。

（学生納付金の不還付）

第40条 既納の学生納付金は、返還しない。

（授業料等の徴収免除等）

第41条 在学中に非常変災その他特別の事由により授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の納付が極めて困難になった学生に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することがある。

（休学・停学期間中の授業料の取扱い）

第42条 各学期のすべての日を休学する場合は、授業料の4分の1の額を在籍料として徴収する。ただし、学期の中途に復学した場合は、その学期に係る授業料等は全額を徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

（長期の履修生の授業料等の取扱い）

第42条の2 第3条第2項に定めるところにより、修業年限を超えて長期の履修をする場合の授業料等は、長期の履修が認められた後の第38条に定める修業年限相当額を所定の期日に分割して納入するものとする。ただし、既納の授業料等は、修業年限相当額に含めない。

## 第10章 科目等履修生等及び公開講座

（科目等履修生）

第43条 本学の特定の授業科目のうち1又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）があるときは、学長は、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

（聴講生）

第43条の2 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学長は、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

（特別聴講学生）

第43条の3 他の大学又は短期大学（国内及び外国の相当の学校を含む。以

下この項において「大学等」という。)の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、所定の手続きを経て特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(研究生)

第44条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは、学長は、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

(科目等履修生・聴講生・特別聴講学生・研究生の入学料等)

第45条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生の入学検定料、入学料、授業料の額は、次のとおりとする。

| 区 分    | 入学検定料             | 入 学 料    | 授業料                 |
|--------|-------------------|----------|---------------------|
| 科目等履修生 | 10,000 円          | 10,000 円 | 1 単位につき<br>10,000 円 |
| 聴 講 生  | ——                | 5,000 円  | 1 科目につき<br>10,000 円 |
| 特別聴講学生 | 当該大学等と協定するところによる。 |          | 1 単位につき<br>10,000 円 |
| 研 究 生  | 10,000 円          | 20,000 円 | 年 額<br>100,000 円    |

2 前項の入学検定料、入学料及び授業料の納入方法については、別に定める。

(公開講座)

第45条の2 教育者の再教育、成人教育及び一般人の文化向上のために、公開講座を設けることがある。

## 第11章 組織、教職員、教授会等

(事務局等)

第46条 本学に、愛知みずほ短期大学と一体的に事務を行う事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

(附属図書館)

第47条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(センター)

第48条 本学に、次の各号に掲げるセンターを置く。

- 一 インスティテューショナル・リサーチ (Institutional Research 以下「IR」という。) センター
  - 二 情報基盤センター
  - 三 キャリアセンター
  - 四 教職センター
  - 五 学修支援センター
  - 六 保健管理センター
- 2 各センターに関する事項は、別に定める。

(教職員)

第49条 本学に、学長、教授、准教授、講師及び助教並びに事務職員その他の必要な職員を置く。

- 2 前項のほか、副学長を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 准教授は、専門分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 8 助教は、専門分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 事務職員は、大学の事務を遂行する。
- 11 教授、准教授、講師、助教及び助手となることのできる者は、その職に応じ、前各項に掲げる知識、能力等を有し、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条から第17条までに定める資格基準に該当する者で、かつ、本学の建学の趣旨及び目的に深い理解を有する者とする。

(組織の長)

第50条 学部には学部長、附属図書館に館長、並びに各センターにセンター長をそれぞれ置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 学部長及び附属図書館長は、教授をもって充て、第48条第1項第1号から第4号のセンター長は、理事長が指名する者をもって充て、第48条第1項第5号のセンター長は、学長が指名する者をもって充てる。

(名誉教授)

第51条 本学において学長又は教授等として多年勤務した者であって、教育

- 研究上又は学術上特に功績  
のあった者に対し、名誉教授の称号を授与する。  
2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

- 第52条 本学に、教授会を置く。  
2 教授会は、学長、副学長及び教授で構成する。ただし、学長が必要と認めたときには、准教授その他の職員を加えることができる。  
3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。  
一 学生の入学、卒業及び課程の修了  
二 学位の授与  
三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの  
4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。  
5 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

- 第53条 学長が必要と認めた場合は、学長の下に常設及び臨時の委員会を置くことができる。  
2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 厚生指導施設

(厚生指導施設)

- 第54条 前第48条第1項第6号に定める保健管理センターは、職員及び学生の保健衛生のことにあたる。

附 則

この学則は、平成4年12月21日から施行する。ただし、第48条及び第50条中生涯学習センターに係る部分の規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年度授業料等改正関係)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度の入学者については、この学則による改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (専攻課程の廃止・別表の(3)等改正関係)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行の際、現にこの学則による改正前の学則（以下「改正前の学則」という。）第2条第2項の規定に基づく健康科学専攻、行動科学専攻又は人間福祉専攻に在学している者については、この学則による改正後の学則第2条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお改正前の学則による当該専攻に所属しているものとして取り扱うものとする。

附 則（教育課程・履修基準等改正関係）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学者に係る授業科目の履修方法に関する移行措置については、この学則による改正後の第17条第3項別表及び第20条第1項各号の規定にかかわらず、別に定める。

附 則（編入学関係規定の整備・別表の授業科目追加等関係）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（単位互換・単位認定等改正関係）

この学則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（第3年次編入学関係規定の整備）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（人間環境学科の設置及びこれらに伴う別表の整備）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（第38条、39条及び第41条改正関係）

- 1 この学則は、平成12年6月15日から施行する。
- 2 平成12年3月31日に在学する者及び平成12年度入学者に係る授業料等の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（資格取得及び別表改正関係等）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（大学院設置・別表・学生納付金改正等関係）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、この学則による改正後の第38条及び第39条の規定は、平成16年度の入学者から適用する。

附 則（別表改正関係）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表中「情報科教育法Ⅰ」及び「情報科教育法Ⅱ」の開設に係る規定は、当該教科に係る教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学学部等の課程についての文部科学大臣の認定の適用日から施行する。

附 則

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項を改正する規定は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（教員の免許状資格取得関係）

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（第４８条・第５０条・別表改正関係）

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（第３８条第１号改正関係）

この学則は、平成１８年６月１日から施行する。

附 則（教員組織に関する改正関係）

- この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
- この学則の施行の日の前日において、現にこの学則による改正前の学則第４９条に規定する助教授として在職する者は、別に発令されない限り、この学則による改正後の学則第４９条の規定に基づく准教授となるものとする。
- この学則の規定による改正後の学則の規定の適用については、この学則の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則（第２条第２項の表改正関係）

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の表に掲げる収容定員については、平成２２年度までの間は、それぞれ次表に掲げる数に読み替えて適用するものとする。

| 学 科 名     | 平成２０年度 |
|-----------|--------|
| 人 間 科 学 科 | ６６５人   |
| 人間環境情報学科  | １５５人   |

附 則（第１条の２・第２条・第２条の２・第１７条・第２０条・別表等改正関係）

- この学則中、第１条の２を加える規定及び第２条の２を第２条の３に繰り下げて第２条の２を加える規定並びに附則第４項の規定は平成２０年４月１日から施行し、第２条第２項の表を改める規定並びに第１７条第１項、第２０条及び別表を改める規定並びに附則第３項の規定は平成２１年４月１日から施行する。ただし、平成２１年度における収容定員については、この学則による改正前の学則第２条第２項の表の学科名に応じた収容定員の数を次表に掲げる数に読み替えて適用するものとする。

| 学 科 名     | 平成２１年度 |
|-----------|--------|
| 人 間 科 学 科 | ６３５人   |
| 人間環境情報学科  | １０５人   |

- この学則第２条第２項の表を改める規定の施行（平成２１年４月１日）の際、現に人間環境情報学科に在学する学生については、当該学科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

- 3 愛知みずほ大学学則の一部を改正する学則（平成20年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

附則の表中、平成21年度及び平成22年度の欄を削る。

- 4 愛知みずほ大学大学院学則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育研究活動等の状況について」を「教育研究活動等の状況について愛知みずほ大学学則第2条の2により定めるところにより」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附 則（第6条第2項・第8条・別表等改正関係）

この学則は平成22年2月22日から施行する。

附 則（第2条第2項等の改正関係）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第2条第2項の表の収容定員に係る規定の適用においては、この学則施行の際、現に愛知みずほ大学学則の一部を改正する学則（平成20年4月1日及び平成21年4月1日の施行）附則第2項の規定により引き続き従前の人間環境情報学科の学生として在学する者については、この学則による改正後の学則第2条第2項の表の規定にかかわらず、同表に掲げる収容定員に属する学生とみなして取り扱うものとする。

附 則（学科名称等の変更に関する改正関係）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の際、現に人間科学部人間科学科に在学する学生については、当該学科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則（第6条、第17条、第19条の2、第19条の3、第20条、第22条、第32条、第43条、第49条、第53条、別表等改正関係）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（第17条、第19条の2、第20条、第23条、第45条の2、第46条、第48条、第49条、第50条、第52条、別表等改正関係）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（第2条、第18条、第21条改正関係）

この学則中、第18条第2項を改める規定及び第21条第2号の次に1号を加える規定は、平成25年4月1日から施行し、第2条第2項の表を改める規定は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表に掲げる収容定員については、平成28年度までの間は、それぞれ次表に掲げる数に読み替えて適用するものとする。

| 学科名     | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 心身健康科学科 | 450人   | 480人   | 510人   |

附 則（第 18 条、第 21 条改正関係）  
この学則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（第 48 条の 2、第 50 条改正関係）  
この学則は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。

- 附 則（第 3 条、第 5 条、第 19 条の 2、第 42 条、第 42 条の 2、第 46 条、第 50 条、別表等改正関係）
- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 愛知みずほ大学学則の一部を改正する学則（平成 25 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように改正する。  
附則第 2 項を削り、「愛知みずほ大学新旧カリキュラム科目読み替え表」を定める。

附 則（第 10 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 43 条、第 43 条の 2、第 44 条、第 49 条、第 51 条、第 52 条、第 53 条、別表等改正関係）  
この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この学則による改正後の第 38 条の授業料の額は、平成 27 年度に第 1 年次に入学した者から適用する。

- 附 則（第 19 条の 3、第 27 条、別表改正関係）
- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学又は復籍する者に係る授業科目、単位数、履修基準は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（別表関係）
- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 平成 29 年 3 月 31 日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成 29 年 4 月 1 日以降に在学者の属する年次に入学又は復籍する者に係る授業科目、単位数、履修基準は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（別表関係）  
この学則は、平成 29 年 9 月 16 日から施行する。

- 附 則（第 2 条の 2、第 20 条、第 46 条、第 48 条の 3、第 49 条、第 50 条、別表改正関係）
- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条の卒業

要件単位に係る規定は、平成29年9月16日から適用する。

- 2 前項にかかわらず、平成30年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年4月1日以降に在学者の属する年次に入学又は復籍する者に係る履修コースの取り扱いは、なお従前の例による。

附 則（第17条、第20条、第23条、別表改正関係）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（第48条の4、別表改正関係）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（第19条、第26条の2、別表改正関係）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（第20条、第24条、第42第48条、第50条、別表改正関係）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項を改正する規定は、令和3年度入学生より適用する。

附 則（第20条、別表改正関係）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和5年4月1日以降に在学者の属する年次に入学又は復籍する者に係る授業科目、単位数、履修基準は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第17条、第18条、第20条、第22条、第48条、第54条、別表改正関係）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和6年4月1日以降に在学者の属する年次に入学又は復籍する者に係る授業科目、単位数、履修基準は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（第45条、別表改正関係）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第17条第3項関係）

| 科目群分類 |              |                | 授業科目の名称                   | 単位数 |    | 備考 |
|-------|--------------|----------------|---------------------------|-----|----|----|
|       |              |                |                           | 必修  | 選択 |    |
| 基礎科目群 | 科学的思考の基礎科目   | 科学的思考講座        | 探究への学び                    |     | 2  |    |
|       |              |                | みずほ学                      |     | 2  |    |
|       |              |                | プレゼミⅠ                     | 2   |    |    |
|       |              |                | プレゼミⅡ                     | 2   |    |    |
|       |              |                | ロジカルシンキング（思考）             | 2   |    |    |
|       |              |                | ロジカルプレゼンテーション             | 2   |    |    |
|       | 健康を知る基礎科目    | 心を知る           | 人間関係と倫理学                  |     | 2  |    |
|       |              |                | 人間と社会（連携）                 |     | 2  |    |
|       |              |                | 人間と美術                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 人間と音楽                     |     | 2  |    |
|       |              |                | はじめての心理学                  |     | 2  |    |
|       |              |                | 心理学概論                     | 2   |    |    |
|       |              |                | 心理学入門                     |     | 2  |    |
|       |              | 社会を知る          | 日本国憲法                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 現代社会のマネジメント（連携）           |     | 2  |    |
|       |              |                | 社会で役立つ数学                  |     | 2  |    |
|       |              |                | 生物調査法                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 社会生活と法                    |     | 2  |    |
|       |              |                | 現代社会の構造と問題                |     | 2  |    |
|       |              |                | 文章表現（国語）                  |     | 2  |    |
|       |              |                | ESD入門（連携）                 |     | 2  |    |
|       |              |                | 共生文化論                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 市民社会論（連携）                 |     | 2  |    |
|       |              | 身体を知る          | 健康へのアプローチ                 |     | 2  |    |
|       |              |                | 笑い与健康（連携）                 |     | 2  |    |
|       |              |                | 健康生活                      |     |    |    |
|       |              |                | 健康と栄養                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 野外活動・レクリエーション実践（バスケットボール） |     | 1  |    |
|       |              |                | 野外活動・レクリエーション実践（バドミントン）   |     | 1  |    |
|       |              |                | 野外活動・レクリエーション実践（テニス）      |     | 1  |    |
|       |              |                | 野外活動・レクリエーション実践（卓球）       |     | 1  |    |
|       |              |                | 野外活動・レクリエーション実践（サッカー）     |     | 1  |    |
|       |              |                | ニューススポーツ実践                |     | 2  |    |
|       |              |                | Yoga                      |     | 2  |    |
|       | 健康を創る実践力形成科目 | コミュニケーションリテラシー | 韓国語入門                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 中国語入門                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 英語コミュニケーション（入門）           |     | 2  |    |
|       |              |                | 英語コミュニケーション（初級会話）         |     | 2  |    |
|       |              |                | 英語コミュニケーション（中級会話）         |     | 2  |    |
|       |              |                | 英語コミュニケーション（上級会話）         |     | 2  |    |
|       |              |                | 英語講読（基礎）                  |     | 2  |    |
|       |              |                | 英語講読（応用）                  |     | 2  |    |
|       |              | 数理・AI・データサイエンス | 情報リテラシー                   | 2   |    |    |
|       |              |                | はじめての情報活用                 |     | 2  |    |
|       |              |                | データサイエンス（連携）              |     | 2  |    |
|       |              |                | 統計学入門                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 統計学概論                     |     | 2  |    |
|       |              |                | 数理科学概論                    |     | 2  |    |

| 科目群分類 |              |                   | 授業科目の名称                 | 単位数 |    | 備考 |
|-------|--------------|-------------------|-------------------------|-----|----|----|
|       |              |                   |                         | 必修  | 選択 |    |
| 基礎科目群 | 健康を創る実践力形成科目 | キャリアデザイン          | リフレクティブラーニング (PDCA)     | 2   |    |    |
|       |              |                   | フォースド リフレクティブラーニング      | 2   |    |    |
|       |              |                   | 産業・組織と人間行動の理解           | 2   |    |    |
|       |              |                   | キャリア発達の心理学              | 2   |    |    |
|       |              |                   | アントレプレナーシップ入門           |     | 2  |    |
|       |              |                   | キャリアデザインの理論             | 2   |    |    |
|       |              |                   | キャリアデザイン実習              |     | 2  |    |
|       |              |                   | キャリアデザイン演習              |     | 2  |    |
| 専門科目群 | 社会領域         | 心身の健康（病気・けがとその予防） | 教育原論                    |     | 2  |    |
|       |              |                   | 心身健康論                   | 2   |    |    |
|       |              |                   | 行動科学概論                  | 2   |    |    |
|       |              |                   | 救急処置法                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | レクリエーション概論・実践           |     | 2  |    |
|       |              |                   | 健康実践Ⅰ                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 健康実践Ⅱ                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 公衆衛生学（疫学を含む。）           |     | 2  |    |
|       |              |                   | 精神保健Ⅰ                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 精神保健Ⅱ                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 社会調査法                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 教育心理学                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 教育相談（カウンセリングを含む。）       |     | 2  |    |
|       |              |                   | 教育行政                    |     | 2  |    |
|       |              |                   | 教育史                     |     | 2  |    |
|       |              |                   | 社会心理学                   |     | 2  |    |
|       | 身体領域         | 健康・栄養学            | 健康・医療心理学                |     | 2  |    |
|       |              |                   | 人間関係論                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 健康スポーツ科学                |     | 2  |    |
|       |              |                   | 解剖・生理学（人体の構造と機能及び疾病Ⅰ）   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 病気の成り立ち（人体の構造と機能及び疾病Ⅱ）  |     | 2  |    |
|       |              |                   | 栄養学入門（食品学を含む。）          |     | 2  |    |
|       |              |                   | 健康栄養学                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | ライフステージと病気の予防の栄養学       |     | 2  |    |
|       |              | 健康とスポーツ           | 生活習慣病論                  |     | 2  |    |
|       |              |                   | 健康管理学概論                 |     | 2  |    |
|       |              |                   | 栄養診断演習                  |     | 2  |    |
|       |              |                   | 野外活動基礎実習                |     | 1  |    |
|       |              |                   | 体育実技（水泳）                |     | 1  |    |
|       |              |                   | 体育実技（剣道）                |     | 1  |    |
|       |              |                   | 体育実技（球技Ⅱ）               |     | 1  |    |
|       |              |                   | 体育実技（器械運動）              |     | 1  |    |
|       |              |                   | 体育実技（陸上）                |     | 1  |    |
|       |              |                   | 体育実技（球技Ⅰ）               |     | 1  |    |
|       |              |                   | 体育実技（ダンス）               |     | 1  |    |
|       |              |                   | スポーツマネジメント              |     | 2  |    |
|       |              |                   | 運動生理学                   |     | 2  |    |
|       |              |                   | 運動学（運動方法学を含む。）          |     | 2  |    |
|       |              |                   | スポーツ社会学                 |     | 2  |    |
|       |              |                   | コーチング論                  |     | 2  |    |
|       |              |                   | 体育原理                    |     | 2  |    |
|       |              |                   | ジュニアスポーツ指導論             |     | 2  |    |
|       |              |                   | 健康スポーツ医学（運動療法を含む。）      |     | 2  |    |
|       |              |                   | トレーニング・フィットネス論          |     | 2  |    |
|       |              |                   | 体育実技（柔道）                |     | 1  |    |
|       |              |                   | 健康運動指導論                 |     | 2  |    |
|       |              |                   | 運動プログラムの管理（運動療法（2）を含む。） |     | 2  |    |
|       |              |                   | 健康運動指導実習                |     | 2  |    |
|       |              |                   | 障害者スポーツ                 |     | 2  |    |

| 科目群分類        |           |           | 授業科目の名称                | 単位数 |    | 備考 |
|--------------|-----------|-----------|------------------------|-----|----|----|
|              |           |           |                        | 必修  | 選択 |    |
| 専門科目群        | 身体領域      | 健康・保健・養護学 | 学校保健                   |     | 2  |    |
|              |           |           | 看護学概論                  |     | 2  |    |
|              |           |           | 基礎看護方法論Ⅰ               |     | 2  |    |
|              |           |           | 基礎看護方法論Ⅱ               |     | 2  |    |
|              |           |           | 薬理学概論                  |     | 2  |    |
|              |           |           | 養護概説                   |     | 2  |    |
|              |           |           | ライフサイクルと健康             |     | 2  |    |
|              |           |           | 健康相談・健康相談活動Ⅰ           |     | 2  |    |
|              |           |           | 健康相談・健康相談活動Ⅱ           |     | 2  |    |
|              |           |           | ヘルスアセスメントⅠ             |     | 2  |    |
|              |           |           | ヘルスアセスメントⅡ             |     | 2  |    |
|              |           |           | 子どもの保健                 |     | 2  |    |
|              |           |           | 青少年期発達支援論              |     | 2  |    |
|              |           |           | 高齢者の保健                 |     | 2  |    |
|              |           |           | 健康教育・保健室経営演習           |     | 2  |    |
|              |           |           | 社会福祉概論                 |     | 2  |    |
|              | 心理領域      | 心理の研究法    | 心理学統計法Ⅰ                |     | 2  |    |
|              |           |           | 心理学統計法Ⅱ                |     | 2  |    |
|              |           |           | 心理学研究法                 |     | 2  |    |
|              |           |           | 心理データ解析演習              |     | 2  |    |
|              |           |           | 心理学実験Ⅰ                 |     | 2  |    |
|              |           |           | 心理学実験Ⅱ                 |     | 2  |    |
|              |           | 心理学の理論    | 発達心理学                  |     | 2  |    |
|              |           |           | 比較心理学                  |     | 2  |    |
|              |           |           | 心と健康の心理学               |     | 2  |    |
|              |           |           | 知覚・認知心理学               |     | 2  |    |
|              |           |           | 学習・言語心理学               |     | 2  |    |
|              |           |           | 社会・集団・家族心理学            |     | 2  |    |
|              |           |           | 神経・生理心理学               |     | 2  |    |
|              |           |           | 感情・人格心理学               |     | 2  |    |
|              |           |           | スポーツ心理学                |     | 2  |    |
|              |           | 心理学の実践    | 臨床心理学概論                |     | 2  |    |
|              |           |           | 精神疾患とその治療              |     | 2  |    |
| 教育・学校心理学     |           |           |                        | 2   |    |    |
| 障害者・障害児心理学   |           |           |                        | 2   |    |    |
| 青年心理学        |           |           |                        | 2   |    |    |
| 心理学的支援法      |           |           |                        | 2   |    |    |
| 司法・犯罪心理学     |           |           |                        | 2   |    |    |
| 産業・組織心理学     |           |           |                        | 2   |    |    |
| 福祉心理学        |           |           |                        | 2   |    |    |
| 心理職のための知識・技能 | 心理的アセスメント |           | 2                      |     |    |    |
|              | 関係行政論     |           | 2                      |     |    |    |
|              | 心理演習      |           | 2                      |     |    |    |
|              | 公認心理師の職責  |           | 2                      |     |    |    |
|              | 心理実習      |           | 2                      |     |    |    |
|              |           |           | 放送大学の開設する授業科目で別に指定するもの |     | 2  |    |
| 研究群          | 研究科目      | 研究領域      | 健康科学演習                 | 4   | 4  |    |
|              |           |           | 健への探究                  |     |    |    |
|              | 卒業論文      | 卒業論文      |                        | 4   |    |    |
| 健康科学研究       |           |           | 2                      |     |    |    |

| 科目群分類                                                                            |                              | 授業科目の名称                 | 単位数 |    | 備考 |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------|-----|----|----|
|                                                                                  |                              |                         | 必修  | 選択 |    |
| 教<br>職<br>科<br>目<br>群<br><br>※<br>卒<br>業<br>単<br>位<br>に<br>含<br>め<br>な<br>い<br>。 | 教育の基礎的理解                     | 教育職入門                   |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 特別支援教育概論                |     | 1  |    |
|                                                                                  |                              | 教育課程論                   |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 教職教養Ⅰ                   |     | 1  |    |
|                                                                                  |                              | 教職教養Ⅱ                   |     | 1  |    |
|                                                                                  |                              | 教職論文・面談技法Ⅰ              |     | 1  |    |
|                                                                                  |                              | 教職論文・面談技法Ⅱ              |     | 1  |    |
|                                                                                  | 道徳、総合的な学習時間等の<br>指導法、生徒・教育相談 | 保健体育科教育法Ⅰ               |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 保健科教育法Ⅰ                 |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 進路指導の理論と実践              |     | 1  |    |
|                                                                                  |                              | 生徒指導の理論と実践              |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 道徳教育の理論と実践              |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 特別活動及び総合的な学習の指導法        |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の理論   |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 教育方法及び技術（情報通信技術の活用を含む。） |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 保健体育科教育法Ⅱ               |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 保健科教育法Ⅱ                 |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 保健体育科教育法Ⅲ               |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 保健科教育法Ⅲ                 |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 保健体育科教育法Ⅳ               |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 保健科教育法Ⅳ                 |     | 2  |    |
|                                                                                  | 教育実践に関する科目                   | 教育実習事前・事後指導             |     | 1  |    |
|                                                                                  |                              | 教育実習Ⅰ                   |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 教育実習Ⅱ                   |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 養護実習事前・事後指導             |     | 1  |    |
|                                                                                  |                              | 養護実習                    |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 教職実践演習（中・高）             |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 教職実践演習（養護教諭）            |     | 2  |    |
|                                                                                  | 養護に関する科目                     | 学校救急処置（臨床実習を含む。）        |     | 4  |    |
|                                                                                  |                              | 養護活動演習Ⅰ                 |     | 2  |    |
|                                                                                  |                              | 養護活動演習Ⅱ                 |     | 2  |    |